

質問・回答

	該当箇所	質問内容
1	実施要領 2 ページ 2 事業概要 (3) ⑤のア及びイ	ア及びイの価格算出根拠をお示しいただけないでしょうか？
	(回答) 本市の普通財産貸付基準による算定であり、アは近傍類似地の固定資産税評価額、イは建物の評価額（建築価格に経年残存価格率を乗じる）を求め、評価額に100分の6を乗じて得られる額に相当します。	